



○長野県告示第427号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成14年 8月19日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

1 起業者の名称

青 木 村

2 事業の種類

（仮称）青木村ふるさと図書館建設事業

3 起 業 地

(1) 収用の部分

小県郡青木村大字田沢字宿海道地内

(2) 使用の部分

なし

4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

小県郡青木村役場

企 画 課

○長野県告示第428号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成14年 8月19日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

1 起業者の名称

阿南町

2 事業の種類

コミュニティの森(早稲田公園)里山景観整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

下伊那郡阿南町字西条地内

(2) 使用の部分

なし

4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

下伊那郡阿南町役場

企 画 課